

## 盛岡カーリング協会慶弔規定

(目的)

第1条 盛岡カーリング協会(以下「本協会」という)会員に慶弔のあった時の慶弔金等は、本規定の定めるところによる。

(慶弔金)

第2条 慶弔金を贈る場合の範囲は次の通りとする。

(1) 本人の結婚 結婚祝金 5,000 円

(2) 本人の死亡 弔慰金 5,000 円

(慶弔電報)

第3条 本人の結婚又は死亡、一親等の親族に慶弔があった場合は、慶弔電報を打つ。

(慶弔の申告)

第4条 慶弔金及び慶弔電報は、本人又はその家族からの慶弔の申告による。

(その他)

第5条 火災、風水害、その他不慮の災害については、協議して決定する。

第6条 この規定に定める各条の規定は実情に応じ協議の上補足、削除変更することができる。

平成 18 年 10 月 2 日 制定・施行